

議案第40号

取手市地域包括支援センターの運営及び職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

取手市地域包括支援センターの運営及び職員等に関する基準を定める条例（平成27年条例第10号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年6月4日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

介護保険法施行規則（厚生労働省令）の改正により、地域包括支援センターの職員配置基準の見直しが行われたことを踏まえ、本市においても当該省令基準に従い同様の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものです。

取手市地域包括支援センターの運営及び職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

取手市地域包括支援センターの運営及び職員等に関する基準を定める条例（平成27年条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の員数)</p> <p>第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数(介護保険事業等運営委員会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、<u>常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)</u>によることができる。<u>次項において同じ。)</u>は、原則として次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、介護保険事業等運営委員会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域</u></p>	<p>(職員の員数)</p> <p>第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p>

包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

3 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると介護保険事業等運営委員会において認められた場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、次に掲げるとおりとする。

(1) おおむね1,000人未満 第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人

(2) おおむね1,000人以上2,000人未満 第1項各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)

(3) おおむね2,000人以上3,000人未満専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると介護保険事業等運営委員会において認められた場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、次に掲げるとおりとする。

(1) おおむね1,000人未満 前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人

(2) おおむね1,000人以上2,000人未満 前項各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)

(3) おおむね2,000人以上3,000人未満専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

付 則

この条例は、公布の日から施行する。